

広域流通拠点の整備
一問一答集（未定稿）
令和5年度版

（令和6年4月2日現在）

注：一問一答集は随時更新

目 次

【補助対象施設】

- 問 1-1 具体的に対象となる施設は何か。
- 問 1-2 敷地造成や地盤改良は補助対象となるのか。
- 問 1-3 既存施設の撤去は補助対象となるのか。
- 問 1-4 非常用発電機は附帯設備として補助対象となるのか。
- 問 1-5 飼料タンクを単体で整備することは可能か。
- 問 1-6 ほ場や畜舎からの飼料保管庫までの通路は補助対象となるのか。
- 問 1-7 エプロンは補助対象となるのか。
- 問 1-8 既存の販売量と拡大分を合わせた規模の飼料保管庫を整備した場合補助対象となるのか。
- 問 1-9 施設のいわゆる更新は補助対象となるのか。
- 問 1-10 施設の補改修は補助対象となるのか。
- 問 1-11 既存施設の増築は対象となるのか。
- 問 1-12 「整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし」とあるが、原則外として、中古品等での整備も可能なのか。それはどのような場合か。
- 問 1-13 施設の模様替えは補助対象となるのか。
- 問 1-14 複数年度で整備することは可能か。

【要件等】

- 問 2-1 対象となる飼料はどのようなものか。
- 問 2-2 国産飼料の販売拡大に必要な施設が補助対象となるが、この国産飼料とは事業実施主体が取り組む関連事業に直接関わる飼料（事業で対象となる飼料であって増産等した飼料）のみを指すのか。当該事業とは関係ない独自経営で販売拡大した分もカウントして良いのか。
- 問 2-3 広域流通として何 km 以上が対象となるのか。
- 問 2-4 販売する国産飼料の収穫年に制限はあるのか。
- 問 2-5 前年度販売実績はどのように確認するのか。
- 問 2-6 粗飼料を主体とする施設では国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、乾草、サイレージに関わらず、一律 15 トン以上であればよいのか。
- 問 2-7 粗飼料を主体とする施設では国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、国産濃厚飼料も含めて、15 トン以上であればよいのか。
- 問 2-8 粗飼料の取扱量は 15 トン以上、濃厚飼料の取扱量は 5 トン以上とされているが、TMR のような混合飼料の場合は、どのように考えればよいのか。

- 問2-9 成果目標の販売拡大 5%以上については、事業実施主体が取り組む関連事業に係る飼料のみで達成しなければならないのか。事業とは関係ない独自経営で拡大した分もカウントして良いのか。
- 問2-10 関連事業に取り組む者が事業実施主体になることができるが、取り組んでいることをどのように証明すれば良いのか。
- 問2-11 関連事業に取り組む者が事業実施主体になることができるが、当該事業に申請中の段階で本事業に応募できるのか。
- 問2-12 関連事業に取り組む者が事業実施主体になることができるが、取り組む者とは当該事業の事業実施主体を指すのか。
- 問2-13 関連事業に取り組む者であれば、個人であっても事業実施主体になれるのか。

広域流通拠点の整備 Q & A

番号	問い	答え
【補助対象施設】		
問 1-1	具体的に対象となる施設は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料保管施設（乾草庫、混合飼料貯蔵・保管庫等） ・ 計量施設（トラックスケール等） ・ 成形・加工施設（成形施設、梱包施設、ラッピング施設等） ・ 乾燥調製施設（飼料調製施設等）
問 1-2	敷地造成や地盤改良は補助対象となるのか。	整地（転圧・砂利整地含む）については、施設整備する際の基礎工事に付随して実施する「土地を平らに均す」程度の工事は対象となります。
問 1-3	既存施設の撤去は補助対象となるのか。	対象となりません。
問 1-4	非常用発電機は附帯設備として補助対象となるのか。	飼料は一般に貯蔵性があり、災害発生直後に直ちに電力が必要不可欠となる場面に限られるため、対象となりません。
問 1-5	飼料タンクを単体で整備することは可能か。	基礎を打たず移動が容易といった簡易なタンク単体の整備は、対象となりません。
問 1-6	ほ場や畜舎からの飼料保管庫までの通路は補助対象となるのか。	対象となりません。
問 1-7	エプロンは補助対象となるのか。	機械の転回に必要な入口部分の舗装、施設と地面の段差を埋めるスロープ等の施設の利用に必要なものに限り対象となります。
問 1-8	既存の販売量と拡大分を合わせた規模の飼料保管庫を整備した場合、補助対象となるのはどの部分か。	補助対象となるのは、拡大分の費用のみです。
問 1-9	施設のいわゆる更新は補助対象となるのか。	対象となりません。
問 1-10	施設の補改修は補助対象となるのか。	対象となりません。
問 1-11	既存施設の増築は対象となるのか。	<p>販売拡大に必要な分の増築については対象となります。</p> <p>なお、既存施設が国の補助事業等により整備したものである場合は、当該補助事業の要件に従うことが必要です。</p>
問 1-12	「整備する施設等は、原則と	中古品での整備の方が合理的な場合を想定してい

	して、新品、新築又は新設によるものとし」とあるが、原則外として、中古品等での整備も可能なのか。それはどのような場合か。	ます。
問 1-13	施設の模様替えは補助対象となるのか。	対象となりません。
問 1-14	複数年度で整備することは可能か。	対象となりません。 なお、事業実施主体の責によらないやむを得ない事情により年度内に整備が出来なかった場合は、年度を繰り越して実施できる可能性もあります。
【要件等】		
問 2-1	対象となる飼料はどのようなものか。	本事業は特定の事業（以下本 Q&A において「関連事業」という。）に取り組んだ者が活用できる事業として実施するものであり、そもそもの事業でどの種類の飼料に取り組むかによって異なります。例えば、飼料生産組織の規模拡大等支援等の稲 WCS も対象とした事業に取り組む者又は当該事業に係る稲 WCS の供給を受ける畜産農家組織が事業実施主体となる場合は、対象となり得ます。
問 2-2	国産飼料の販売拡大に必要な施設が補助対象となるが、この国産飼料とは事業実施主体が取り組む関連事業に直接関わる飼料（事業で対象となる飼料であって増産等した飼料）のみを指すのか。当該事業とは関係ない独自経営で販売拡大した分もカウントして良いのか。	事業実施主体が販売拡大（供給を受ける者であれば購入拡大）した国産飼料であれば、関連事業を実施していれば、関連事業に直接関わるものに加え、事業実施主体が独自経営で販売拡大したものも対象となります。 ただし、この場合でも対象となる飼料の種類は関連事業で対象となった飼料の種類のみとなります。
問 2-3	広域流通として何 km 以上が対象となるのか。	距離の要件は設けていません。今まで自給的に利用されていたものを広範囲に供給するというイメージをしています。（自家利用は対象になりません。）
問 2-4	販売する国産飼料の収穫年に制限はあるのか。	販売年度又は販売年度の前年度に収穫された飼料で販売年度に販売された量が対象となります。
問 2-5	前年度販売実績はどのように確認するのか。	売買伝票、確定申告書等の合理的に販売実績が証明できる資料により行ってください。
問 2-6	粗飼料を主体とする施設で	粗飼料の種類に関わらず、現物重量の合計で年間

	は国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、乾草、サイレージに関わらず、一律 15 トン以上であればよいのか。	15 トン以上の取扱いがあれば事業の対象となります。
問 2-7	粗飼料を主体とする施設では国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、国産濃厚飼料も含めて、15 トン以上であればよいのか。	粗飼料を主体とする施設であれば、国産粗飼料のみで 15 トン以上である必要があります。
問 2-8	粗飼料の取扱量は 15 トン以上、濃厚飼料の取扱量は 5 トン以上とされているが、TMR のような混合飼料の場合は、どのように考えればよいのか。	主たるもののいずれかが要件を満たしている必要があります。
問 2-9	成果目標の販売拡大 5% 以上については、事業実施主体が取り組む関連事業に係る飼料のみで達成しなければならないのか。事業とは関係ない独自経営で拡大した分もカウントして良いのか。	事業実施主体が販売拡大（供給を受ける者であれば購入拡大）した国産飼料であれば、関連事業を実施していれば、関連事業に直接関わるものに加え、事業実施主体が独自経営で販売拡大したものも対象となります。 ただし、この場合でも対象となる飼料の種類は関連事業で対象となった飼料の種類のみとなります。
問 2-10	関連事業に取り組む者が事業実施主体になることができるが、取り組んでいることをどのように証明すれば良いのか。	公募や交付申請の際に提出する実施計画に関連事業の名称を記載する欄がありますので、記載してください。 なお、地方農政局等の求めがあった場合に示せるよう当該事業の交付決定通知等の証拠書類を保存しておいてください。
問 2-11	関連事業に取り組む者が事業実施主体になることができるが、当該事業に申請中の段階で本事業に応募できるのか。	応募することは可能です。この場合、申請先の地方農政局等に関連事業に申請中であることを伝えてください。
問 2-12	関連事業に取り組む者が事業実施主体になることができるが、取り組む者とは当該事業の事業実施主体を指すのか。	事業により当該事業の実施主体以外にも、当該事業の目的を達成するために位置付けられている関係者等も、取り組む者として事業実施主体になることができる場合がありますのでご確認ください。
問 2-13	関連事業に取り組む者であれば、個人であっても事業実施主体になれるのか。	事業実施主体となることができる者は、本事業実施要領別紙の第 1 の 1 の国産飼料加工業者又は第 1 の 2 の畜産農家組織である必要があります、個人は事業

		実施主体になれません。
--	--	-------------